枚方市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月28日

枚方市監査委員

勝山武彦久野邦広大森由紀子鷲見信文

- 1. 通知を行った者の氏名等 枚方市長 竹内 脩 平成26年3月19日付け土修第384号 「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について(通知)」
- 2. 通知を受けた日 平成26年3月19日
- 3. 監査の結果に関する報告
 平成26年2月7日付け枚監査第193号
 「定期監査等の結果について」
- 4. 講じた措置の内容
 - (1)対象部局名及び指摘事項
 - 《土木部 道路補修課》
 - 道路維持補修業務について

道路補修課が管理する道路補修資材について、 平成25年8月末に棚卸しを行った際、実際の資材の残高と資材受払簿上の残高に不一致があり、 一部の品目について大きく乖離しているものが 見受けられた。

これらは、出入庫数の記録漏れなどに起因するものであり、今後は、資材の受払等に関する事務執行を見直し、適正な管理を行うよう指摘する。

(2) 措置内容

資材の出庫及び返却時における出庫伝票の作成及び提出を全使用者に徹底すると共に、資材管理責任者立会のもとこれらを実施するものいては、資材受払簿の記入及び作成については、複数の職員で確認することとし、これらを記載した「資材受払簿調整マニュアル」を全使用者に周知することで、資材の受払等に関する事務執行を適正に遂行いたします。